

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から49年3月までの期間、50年4月から51年3月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和57年10月から同年12月まで
④ 昭和61年7月から同年9月まで

私は、昭和48年7月に会社を辞め、同年7月15日にA市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が経営するB（業種）に集金に来ていた市の収納係に妻の保険料と一緒に納付し、57年10月以降については、C信用金庫の口座振替で納付していたのに、申立期間が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A市の保管する国民年金被保険者名簿に申立人が昭和50年8月に国民年金の加入手続を行ったことが記録されており、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間が8か月と短期間である上、一緒に納付していたとする申立人の妻は納付済みであることを考慮すると、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②及び④については、申立期間は12か月及び3か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みである上、一緒に納付したとする申立人の妻は納付済みであることを考慮すると、申立期間の保険料を納付していたものと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間③については、一緒に納付したとする申立人の妻は未納

であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から49年3月までの期間、50年4月から51年3月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月
② 平成6年8月から7年3月まで

私は、申立期間当時、大学生でA県に住んでいた。平成5年*月頃にB市役所（現在は、C市役所）で国民年金の加入手続きを行い、同市役所で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録において、申立人は直前の平成5年4月から6年7月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人が納付したと申述している保険料額は当時の法定保険料額におおむね一致しており、申立期間②は8か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年11月18日に払い出されていることが確認でき、申立人は同時期以降に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できるところ、オンライン記録において、申立人は申立期間①の直後の同年2月及び同年3月の保険料を時効が到来する直前の7年3月31日に過年度納付していることが確認できることから、この時点を基準にすると、申立期間①は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年8月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年12月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで

私は、結婚するまで国民年金に加入していなかったため、結婚後の昭和57年3月に妻がA市役所の支所で国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続時に支所の窓口で国民年金保険料は2年間まで遡って納付することが可能であるので納付するように指導を受けたが、その当時、2年分の保険料は多額だったので手書きの納付書を作成してもらい分割して納付した。

申立期間の保険料は確かに納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和58年3月頃と推認でき、加入時点において、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、国民年金被保険者台帳において、申立期間②前後の56年1月から同年3月までの期間及び同年7月から57年3月までの期間の保険料は過年度納付したことが確認できる一方、申立期間②に係る保険料については還付したことを示す記載が確認でき、当初、納付済期間であったことが推認できる。

しかし、上記被保険者台帳には、申立期間②の保険料が還付に該当した理由は記載されていない上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録には、申立人は昭和45年*月*日に国民年金の強制加入被保険者

として資格を取得していることが確認でき、申立人が当該期間において被用者年金制度に加入するなど国民年金被保険者の資格を喪失する理由はなく、当該期間の保険料を還付すべき事由も見当たらないことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえ、当該還付記録は正当なものとは認められず、当該期間については、納付済期間とする必要がある。

- 2 申立期間①については、申立人は、昭和 57 年 3 月に妻が国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、前記調査結果により、申立人は 58 年 3 月頃に加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違する上、加入時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年3月までの期間及び同年9月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から3年3月まで
② 平成3年9月から4年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入して以降、夫婦二人の国民年金保険料の納付や免除申請手続きを行ってきた。申立期間①及び②について、夫の記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金に加入して以降、夫婦の国民年金保険料の納付及び免除申請手続きは申立人が必ず夫婦同時に行ってきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫と連番で払い出されており、オンライン記録において、申立期間①及び②を除き夫婦の納付記録及び免除申請日は全て一致していることが確認できることから、申立人は基本的に夫婦一緒に保険料の納付及び免除申請手続きを行っていたことが推認できる。

また、申立期間①は14か月と比較的短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みとなっている上、申立期間②は7か月と短期間であり、直前の期間の保険料は納付済みとなっており、一緒に納付していた申立人の夫は申立期間①及び②の保険料が納付済みであることから、申立期間①及び②についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年6月まで

私は、申立期間当時はA区に住んでおり、子育てに追われていた時期であったので、国民年金保険料をどのように納付したか思い出すことはできないが、その前後の期間の保険料は納付しているので申立期間についても納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に住んでいたときに申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると申述しているところ、申立人の特殊台帳によると、昭和50年3月にB市を管轄する社会保険事務所（当時）からA区を管轄する社会保険事務所に特殊台帳の移管が行われていることが確認でき、この時点で、申立期間の保険料をA区において過年度及び現年度納付することが可能であり、申立人の申述に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立期間以降60歳までの長期間にわたり未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は15か月と比較的短期間であることを考慮すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年8月5日）及び資格取得日（49年12月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を47年8月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から48年9月までは8万6,000円、同年10月から49年9月までは9万8,000円、同年10月から同年11月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月5日から49年12月2日まで

私は、昭和36年8月にA社に入社し、50年11月まで継続して勤務した。入社当初から退職するまで同社B事業所に所属し、転勤等はなかった。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和36年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年7月1日に同社が適用事業所でなくなったと同時に被保険者資格を喪失した後、新たに適用になった同名のA社において同日に被保険者資格を取得し、また、同社において47年8月5日に被保険者資格を喪失後、49年12月2日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、仕事内容にも変化はなかった。」と供述していることから、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、元同僚

に本店及び各事業所の申立人と同じC（職種）の氏名を聴取したところ、氏名が挙げた元同僚 13 人の被保険者記録は申立期間も継続していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、当該事業所がD区で適用事業所になった昭和 43 年 7 月 1 日から 49 年 12 月 2 日までの間に、申立人以外に厚生年金保険の被保険者記録が欠落している者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の標準報酬月額の記録、昭和 47 年 10 月の定時決定時の記録及び申立人が氏名を挙げた元同僚の標準報酬月額の記録の推移から、同年 8 月から同年 9 月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 8 万 6,000 円、同年 10 月から 49 年 9 月までは 9 万 8,000 円、同年 10 月から同年 11 月までは 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 47 年 8 月から 49 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年9月及び同年10月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月5日から9年3月15日まで

私は、平成5年7月からA（機関）B事業所に勤務し、9年3月に退職した。「ねんきん特別便」にその間の厚生年金保険の被保険者記録が記載されているが、標準報酬月額と給与明細書の金額が相違しているの
で、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち、平成6年9月及び同年10月を30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主

は、給与明細書の保険料控除額に基づく標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年7月から6年8月までの期間及び同年11月から9年2月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又はこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は23万円、16年12月24日は30万円、17年12月26日は35万円、18年12月25日は33万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年12月24日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年12月25日

私は、平成12年3月から19年1月までA社に正社員（B（業務））として勤務していたが、15年12月25日、16年12月24日、17年12月26日及び18年12月25日の標準賞与額の記録が厚生年金保険の被保険者記録から欠落している。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いなく、賞与明細書を提出するので、確認の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細一覧表及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、平成15年12月25日は23万円、16年12月24日は30万円、17年12月26日は35万円、18年12月25日は33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 10 日から同年 7 月 30 日まで
② 昭和 35 年 9 月 24 日から 37 年 6 月 11 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 16 日から 39 年 12 月 31 日まで

私は、年金の裁定請求時に、厚生年金保険被保険者期間のうち3回の被保険者期間については、脱退手当金が支給されていることを知ったが、当時、脱退手当金制度を知らなかったし、受け取った覚えも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金支給日より前の4回の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が請求に当たり7回の被保険者期間のうち4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①、②及び③はそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

さらに、申立人は、申立期間③のA事業所を退職してから、短期間で次の事業所に再就職しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、A事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は変更されておらず旧

姓のままであり、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、支給決定日（昭和40年11月9日）より約8か月前の同年3月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を平成10年11月から12年9月までは59万円、同年10月から13年6月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から13年7月16日まで

私は、A社のB（部門）のC（役職）であった申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円と異常に低くなっている。当時の給与は65万円ぐらいだったので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年11月から12年9月までは59万円（最高等級）、同年10月は62万円（最高等級）と記録されていたところ、12年11月28日付けで、10年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、同標準報酬月額は厚生年金保険被保険者の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、A社に勤務していた複数の元同僚についても、平成12年11月28日付けで、標準報酬月額の記録が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった市・県民税課税証明書から、申立期間のうち平成10年11月から12年12月までについては、申立人が主張するとおり約65万円の給与が支払われ、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できること、及び13年1月から同年6月までについても、申立人から提出のあった普通預金月中取引記録表より、前年とほぼ同じ額の給与額が毎月振り込まれていることが確認できることから、10

年 11 月から 12 年 9 月までは 59 万円（最高等級）、同年 10 月から 13 年 6 月までは 62 万円（最高等級）の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、A社の元役員は、「社長から、『会社が、もうダメになるかもしれない。』と電話をもらった。」、同社の顧問税理士は、「銀行の貸し渋りがあり、当時、資金繰りは厳しかった。」と証言している上、当該事業所から提出のあった平成 13 年度の決算書から、12 年度に比べ人件費の総額が減少（3 割減）し、役員の報酬も大幅に減少（最大 5 割減）されたことが確認できることから、当時、同社では保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

このほか、閉鎖事項全部証明書により、申立人は申立期間に当該事業所の役員であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は、B（部門）の C（役職）で、D（業務）を担当していたが、社会保険の手続については全く関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 11 月 28 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、10 年 11 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 13 年 6 月までは 62 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（45年8月にB社に、49年10月にC社に名称変更）における資格喪失日に係る記録を45年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月にA社に入社して以来、平成元年に退職するまで、継続してE社グループ内の企業で勤務していたが、申立期間①については、100%子会社であるF社に出向したときの厚生年金保険の加入記録に1か月の欠落がある。また、申立期間②については、出向先の代理店だったD社から、出向元のC社に戻ったときの、厚生年金保険の加入記録に1か月の欠落がある。これらの期間も厚生年金保険の被保険者であったはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、G社（昭和53年10月にC社と合併）から提出された「在籍記録」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社

からF社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所(当時)の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、G社から提出された「在籍記録」から判断すると、申立人は、B社に在籍したままD社に出向して継続して勤務し(D社からC社に異動)、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び元同僚の供述から、昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和49年2月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 8 日から 48 年 6 月 21 日まで

私は、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 48 年 9 月 26 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A社を退職してから会社から呼び出しも無かったし、同社に脱退手当金を取りに行ったことも無い。脱退手当金を支給されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、5回の被保険者期間のうち申立期間より前の4回の被保険者期間（計 79 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれらを失念するとは考え難い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 48 年 6 月 21 日の前後2年以内に資格喪失し受給要件を満たしている元同僚 16 名のうちA社を退職後に脱退手当金の支給記録がある元同僚は2名のみであることを踏まえると当該事業所が脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 3 日から 38 年 5 月 6 日まで
② 昭和 38 年 5 月 6 日から 43 年 6 月 14 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 14 日から 45 年 8 月 16 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録では、A（機関）、B（機関）、C（機関）での被保険者期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、私は退職した後に脱退手当金を支給されたことは無いので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、5回の被保険者期間のうち申立期間より前の2回の被保険者期間（計 29 か月間）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれらを失念するとは考え難い。

また、支給済期間の最終事業所から提出された申立人のD（資料）の職歴欄には、前職として「S33. 12. 8～S35. 12. 31 E 事業所」、「S36. 1. 1～S36. 6. 30 F 工場」、「S36. 7. 1～S43. 6. 13 G 事業所」の記載が確認できることから、申立人からの申告が無くても、申立人の前職に係る勤務実態を把握することが可能であり、事業所が代理請求を行った場合、当該期間を請求対象としないのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 8 日から 37 年 11 月 29 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 10 月 11 日まで

私は、厚生年金保険被保険者記録に昭和 41 年 12 月 23 日支給と記録されている脱退手当金について受給した記憶が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 41 年 12 月 23 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は最終事業所（A社）を退職する 10 か月前（支給決定の 36 か月前）の昭和 38 年 12 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から33年3月21日まで
私の厚生年金保険被保険者記録に、A社に勤務した期間について脱退手当金を受給したと記録されているが、受給していないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社は、「脱退手当金について、会社として代理請求した記録が無いので、会社としては代理請求していない。」と回答しているところ、ほぼ同時期に退職し脱退手当金を受給した元同僚は、「会社を辞めた後、自分で社会保険事務所（当時）へ行き脱退手当金の手続を行った。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年5月は41万円、同年6月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月16日から同年5月1日まで
② 平成19年5月1日から同年7月1日まで

私は、A（機関）B事業所に平成19年4月16日から勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年5月1日とされていること、及び申立期間②に係る標準報酬月額の記録が実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出されたA（機関）B事業所における給与支払明細により、平成19年5月は41万円、同年6月は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された「健康保険・厚生

年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立期間②の標準報酬月額が32万円と記載されていることから、事業主が32万円を標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、「A（機関）B事業所に平成19年4月16日から勤務した。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人が同年4月16日から当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人から提出された事業主との電子メールの発信内容により、事業主は申立人を採用するに当たり厚生年金保険の加入時期については、平成19年5月からであること、及び保険料は当月控除であり、同年5月支給の給与から控除することを連絡していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」及びC健康保険組合の加入記録により、平成19年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月及び平成3年12月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年3月
② 平成3年12月から4年2月まで

私は、会社を退職後、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続をその都度A社会保険事務所（当時）で行い、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は平成4年3月頃に行われたことが推認でき、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付した時期、納付金額、納付方法、納付先等の記憶が不鮮明なため、申立期間①及び②の具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年10月までの期間、53年1月から58年3月までの期間及び59年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から52年10月まで
② 昭和53年1月から58年3月まで
③ 昭和59年2月から同年9月まで

私は、大学在学中にA事業所の臨時職員となり勤務していたが、大学から卒業後は国民年金に加入するよう指示があったので、B区役所で加入手続きを行い、昭和51年4月から59年9月までの期間のうち、厚生年金保険加入期間を除いた期間の国民年金保険料を定期的に納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年1月31日以降に社会保険事務所（当時）からC区に払い出されており、申立人の前後の国民年金被保険者の納付及び資格記録から、申立人の国民年金の加入手続きは同年4月頃に同区において行われたと推認され、その時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は合計3回、90か月に及び、申立期間に係る複数の行政機関が同一人に同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から16年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年7月から16年10月まで

私は、申立期間について国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）が郵送されてきたため、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したのに、未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）が郵送されてきたので、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の保管している確認年月日が平成17年3月15日付けの国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）には、その時点において既に15年2月以前の期間は保険料納付の時効が到来していること（時効消滅）が記載されており、保険料を納付することのできない未納期間として確定していたことを示している上、申立人の年金記録には申立期間後にも未納や未加入の期間が見受けられる。

また、申立人は申立期間の保険料を納付した時期、納付方法及び納付金額について記憶は明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化され、収納事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月及び60年2月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月
② 昭和60年2月から61年3月まで

私の申立期間①については、会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、また、申立期間②については、私の亡くなった義母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずなので、申立期間①及び②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月に会社を退職後、申立期間①に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人が所持する年金手帳には「はじめて被保険者となった日」が、50年5月6日と記載されているところ、オンライン記録において、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日が、平成19年3月27日付けで昭和50年5月6日から同年5月7日に訂正処理されていることが確認できることから、この訂正処理が行われるまでは、年金手帳の記載とオンライン記録は一致しており、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、納付書は発行されないことから、保険料を納付することはできない。

また、申立期間②については、オンライン記録において、任意未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間②に係る加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間②の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の義母は既に亡くなっていることから、申立期間②に係る加入手続及び保険料納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記
号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料
は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわ
せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたも
のと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年9月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年9月まで
② 平成3年4月から4年3月まで

私は、年金事務所が管理する私の年金記録のうち、申立期間①については未加入とされ、申立期間②については免除期間とされているが、A県又はB市において、申立期間の国民年金保険料として10万円から20万円くらいの金額を追納しているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に申立人が国民年金の被保険者資格を平成3年4月1日に初めて取得したことが記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を自分で行ったとしているが、具体的な状況（加入時期、加入場所、保険料納付場所等）についての申立人の記憶は不鮮明であり、申立期間の保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人が平成12年9月14日に申立期間②の保険料の追納申出を行ったことが確認できるものの、納付記録は

確認できない上、当該追納申出は9年1月の基礎年金番号導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、平成9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月

私の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料は、母が同年5月29日にA市役所B出張所で納付したとき、市の職員から口座振替納付を勧められたので、その場で、C銀行の父の口座から振替納付する手続を行った。同年4月及び同年5月の保険料は現金で納付しており、当該口座から同年5月30日に1万2,800円が振り替えられていることから、同年5月の保険料を重複納付しているはずなので、申立期間に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料領収証書、C銀行D支店における申立人の父名義の口座に係る流動性預金元帳の一部分（同年5月30日に1万2,800円支払）を提出し、同年5月の国民年金保険料を重複納付したと申し立てしているところ、同支店の保管する申立人に係る国民年金保険料預金口座振替依頼書は、同年5月29日に同支店において受理されており、振替納付開始希望年月が同年7月からと記載されていることが確認できる。

また、C銀行D支店から提出された申立人の父名義の口座に係る流動性預金元帳によれば、平成9年5月30日に保険料として1万2,800円支払われたことが記録されているところ、当該支払は申立人より先に口座振替を行っていた申立人の兄の同年5月の保険料と考えられるところ、オンライン記録において、申立人の兄の納付記録と一致している。

さらに、オンライン記録において、平成11年7月6日に過年度納付書が作成されており、同日まで申立期間は未納であったことがうかがえる上、

申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間は大学生及び大学院生であり、母が私の老後を心配して、昭和 59 年 * 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は B 銀行又は C 銀行 D 支店で納付してくれたはずなのに、私の年金記録が未加入となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月 3 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の国民年金被保険者の納付記録等から、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月頃に行われたものと推認できるところ、申立人の年金手帳に、国民年金の被保険者資格取得日が同年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は、当時の状況を具体的に覚えていない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から57年9月まで

私は、昭和49年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、婚姻後に勤めた会社が社会保険に未加入だったので、53年頃に国民年金の任意加入手続を行ったとき、それまでの未納分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、加入して以降は毎月保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和53年頃に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から59年5月1日に社会保険事務所（当時）からA市（現在は、B市）に払い出された手帳記号番号の一つであり、B市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、59年8月8日に年金手帳を交付されたことが確認できることから、同年8月頃に国民年金に任意加入したものと推認でき、53年頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の申述と相違する。

また、上記被保険者名簿によれば、申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和59年8月1日に任意で取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、任意未加入期間の保険料は遡及して納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

私は、昭和47年頃国民健康保険の手続を行ったときに、国民年金にも加入するように勧められて手続し、それまでの未納期間についても納付するように言われたので、46年1月から47年3月までの国民年金保険料をA市役所の国民年金窓口で一括して納付したにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和47年11月18日発行と記載されていることから、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、同時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、過年度保険料は国庫金であるため、一般的に市町村の窓口では納付できず、A市は、「当時、国民年金窓口で過年度保険料を収納していたかどうかは、当時の資料が無く不明である。」と回答している。

また、申立人は、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の年度を示す部分に、A市の職員により「46」及び「47」と記載されたことをもって、申立期間の保険料を納付した証拠であると主張しているが、当該記載をもって保険料を納付したものと推認することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 11 月の結婚を契機に妻と一緒に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は妻が納付していたので、保険料額及び納付場所は分からないが、申立期間の保険料を納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月の結婚を契機に妻と一緒に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により 54 年 5 月 23 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続の時期は同年 7 月頃と推認できることから、申立人の申述と相違する上、加入時点において、申立期間のうち 50 年 12 月から 52 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 40 か月と長期間であり、申立人の保険料を納付していたとするその妻も申立期間は未納である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3700

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から50年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。保険料は集金人に納付しており、母が「毎月集金に来てくれればいいのに。」と言っていたことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年4月又は同年5月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の旧姓及び読み方を変えた氏名でオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとするその母は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料納付の状況について確認することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3701

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年12月まで

私は、30歳になる年の昭和53年1月から国民年金保険料の納付を始めようと、その年の初めにA市役所において任意加入の手続を行った。交付された年金手帳には、初めて被保険者になった日として同年1月13日の日付印が押してあり、被保険者の種別は任意とされている。しかし、平成20年8月の年金加入記録のお知らせには、国民年金被保険者の資格取得日として昭和54年1月13日との記載があり、53年1月から同年12月までの期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月に国民年金に任意加入したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の記録欄には、申立人が同年1月13日に国民年金に任意加入し、61年4月1日に被保険者の資格を喪失したことが記載されており、それぞれにA市のゴム印が押されていることが確認できる。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により昭和53年11月22日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できること、申立人の手帳記号番号の5番前の任意加入者の資格取得日は54年1月13日であること、及び9番後の任意加入者の資格取得日は同年1月16日であることから、申立人は同年1月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上の調査結果を鑑みれば、申立人の国民年金の加入時期は昭和 53 年 1 月 13 日であったとは考え難く、申立人の年金手帳に押された任意加入日の日付印は、任意加入の申出日である 54 年 1 月 13 日と押印するところ、誤って 53 年 1 月 13 日と押印された可能性がうかがえることから、手帳記号番号の払出し以前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3702

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から61年3月まで

私は申立期間当時、姉の前夫が経営していたA事業所で働いており、当時のA事業所の取引銀行であったB銀行（現在は、C銀行）D支店の職員がA事業所に営業で来所していたので、その職員に国民年金保険料と自身の預貯金を毎月1回渡していたはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務していたA事業所に来所していた銀行員に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和61年12月頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入手続を行った同年12月を基準にすると、申立期間のうち59年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続の時期、場所等に関する当時の記憶が不鮮明な上、C銀行D支店は、当時申立人の保険料を領収していたかどうかは不明である旨の回答をしており、申立期間における加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は81か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から52年3月まで

私は、母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと母から聞いている。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和56年4月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違する上、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年4月1日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致することから、当該資格取得日以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとするその母からは具体的な証言を得ることはできず、国民年金の加入手続き、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3732 (事案 2413 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで
私は、一時期、A (地名) の B 社を手伝いに行ったことがあるが、申立期間は C 社 (現在は、D 社) の社員であったので、この間、退職したことはなく、厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) D 社は、「当時の資料が無く、申立期間における申立人の勤務実態は不明であり、B 社は、C 社の創業者が設立したが、独立した別の事業所である。」と回答していること、ii) B 社は、「当時の資料が無く、申立期間における申立人の勤務実態は不明であるが、当社は、C 社と相互に従業員の人事交流があったものの、人事上は C 社を退職して新規に採用する取扱いをしていた。」と回答していること、iii) C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録のある複数の者からは申立期間における申立人の勤務実態について証言を得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「一時期、A (地名) の B 社に手伝いに行っただけで、申立期間は C 社に在籍していた。」と主張しているが、手伝いに行っていた期間が曖昧で、同社に在籍していたことをうかがわせる新たな事情及び資料等の提出は無い上、申立期間に C 社において加入記録のある複数の者を調査したが、申立人を覚えていても、申立人の勤務実態を証言できる者はおらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3733 (事案 1279 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月16日から平成15年4月27日まで
私は、申立期間にA区Bに所在していたC社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和50年8月16日から51年1月1日までの期間については、申立人は、前回の申立てにおいてD社(現在は、E社)に勤務していたと申し立てしていたところ、元同僚から聴取しても、具体的な勤務期間について証言を得られなかったこと、及び申立人の妻の供述と申立人の主張に齟齬があり、申立人の記憶に曖昧な点が見受けられることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てと一部重複する申立期間についてC社に勤務していたと主張しているところ、申立人から提出されたC社宛ての請求書及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間に当該事業所で仕事をしていたことは推認できる。

しかし、申立人から提出された上記請求書の内容から判断すると、申立人は当該事業所において請負で仕事をしていたことが推認できるところ、当該事業所において、被保険者資格を有する元同僚は、「当時、申立人は、下請け又は請負であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立人は、当該事業所における雇用保険の加入記録が無い上、当該事業所が適用事業所であった昭和52年9月14日から53年11月30日までの期間及び平成5年3月1日から16年6月1日までの期間に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、申立人が当該事業所に雇用され厚生年金保険に加入していたことについて確認できない。

さらに、日本年金機構F事務センターから提出された申立人に係る国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届により、申立人は、申立期間の一部である昭和61年4月1日から平成4年11月18日までの期間について第3号被保険者であったと主張していることが確認できるところ、オンライン記録により、遡って同期間を第3号特例納付とする事務処理が20年8月11日に行われていることが確認できる。

加えて、G市は、「申立人が申立期間の一部である平成11年5月31日から20年4月2日までの期間において、国民健康保険の被保険者であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 8 月 16 日まで
② 昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 6 月 25 日まで

私は、A社及びB社に勤務したときの厚生年金保険の被保険者期間の脱退手当金が昭和 47 年 6 月 6 日に支給されたと記録されているが、受給した覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金は、過去の全ての被保険者期間が支給対象となっており、支給額に計算上の誤りが無いほか、脱退手当金の支給対象となった最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、B社を退職後、国民年金への切替えを行っておらず、約2年間にわたって国民年金保険料を納付していないことから、年金加入の期間を継続しようと考えていたとはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3735

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 17 日から 36 年 11 月 10 日まで
私は、A社、B社及びC社の3社で厚生年金保険に加入していたつもりでいたが、そのうちのB社での加入期間について、脱退手当金が支給されていると社会保険事務所（当時）から知らされた。私は、申立期間当時脱退手当金についての知識も無く、受け取った覚えも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社において、申立人の約3年後に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その約8か月後に脱退手当金の支給を受けている元同僚は、「脱退手当金について、特に依頼はしなかったが、会社が全て手続をしてくれて、会社の人が家まで届けてくれた。」と供述していること、及び同一事業所に勤務していた申立人の姉は、資格喪失日から約2か月後の申立人と同一の日に脱退手当金の支給決定を受けていることなどから、申立人についても事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約4か月後の昭和37年3月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 2 月 6 日まで
② 昭和 35 年 4 月 21 日から 39 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 20 日まで
④ 昭和 41 年 7 月 20 日から 43 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 10 月 11 日まで

私は、A社（申立期間①）、B社（申立期間②）及びC社（申立期間③から⑤まで）の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の当時の総務部長は、「昭和 44 年 10 月に工場をD市からE市に移転することになり、退職者向けに同年夏頃から何回か説明会を行い、脱退手当金制度及び会社が代理請求することについて説明をした。」と供述しており、当時の総務担当者も、「退職した女の方は、ほとんど全ての方が脱退手当金の手続を会社に依頼していた。」と供述し、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した元同僚も、「会社で脱退手当金の説明を受け、会社が代理請求をしてくれた。」と供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は、申立人のC社での資格喪失日から約2か月後に支給決定されている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録において、申立期間の脱退手当金の支給額は、3万4,401円と記録されており、法定支給額4万7,448円と大きく相違しているところ、当該支給額の相違は、C社（事業所番号：*）における昭和41年7月から43年2月までの被保険者期間を脱退手当金の計算の基礎に含めなかったためと考えられるが、これのみをもって脱退手当金の受給を疑わせる事情とまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 4 月 24 日まで
③ 昭和 36 年 5 月 6 日から同年 9 月 26 日まで
④ 昭和 36 年 10 月 2 日から 37 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 37 年 3 月 25 日から同年 7 月 20 日まで
⑥ 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 1 月 31 日まで
⑦ 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 2 月 8 日まで
⑧ 昭和 39 年 6 月 1 日から 43 年 2 月 16 日まで

私は、脱退手当金を一度受給した覚えはあるが、A社退職後には、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無く、A社を含む5年間ぐらの厚生年金保険の被保険者期間が残っているはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な期間は不明であるものの、申立期間の一部については脱退手当金の受給を認めているところ、記録上、申立期間①から⑧までは合算して昭和 43 年 9 月 3 日に脱退手当金が支給されたことになっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A社を退職後の同年 5 月 1 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていることから、申立期間①から⑧までを併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人から聴取しても、A社を退職した後には脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみであり、申立期間の脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 10 月から 41 年 12 月まで A 社 B 事業所（現在は、C 社 D 事業所）に勤務しており、私の記憶では申立期間の給料は 5 万円以上であったはずであり、厚生年金保険の標準報酬月額が 4 万 8,000 円とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給料は 5 万円以上であった。」と主張しているが、C 社 D 事業所は、「賃金台帳等の当時の関係資料が保管されていないため、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は申立期間当時の給与明細書及び源泉徴収票等の保険料控除額が分かる資料を所持しておらず、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合った保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

さらに、A 社 B 事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な形跡は無く、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に見合った給与支給及び保険料控除をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月21日から同年7月3日まで
私は、昭和26年5月1日にA社に入社し、B社においてC（業種）として勤務したが、29年5月にB社が解散となり、全従業員がA社D工場、同社E工場及び関連子会社に転属することになった。私は、同年5月20日までB社に勤務し、同年5月21日からA社D工場の子会社であったF社に勤務したが、申立期間の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、F社へ勤務するに至った経緯について具体的な供述をしていることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和30年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の元事業主とは連絡が取れない上、事業の一部を承継したとするG社及びH社は、「F社に関する資料の保存は無く、申立人に係る記録は不明。」とそれぞれ回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚6名のうち4名は既に死亡しており、ほかの2名は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 6 月 1 日まで
私の「ねんきん定期便」の標準報酬月額が、平成 11 年 11 月に 47 万円から 36 万円に 9 万円も減額されているので、A社に確認したところ、同月から 12 年 5 月までは 47 万円が正しい標準報酬月額であると説明を受けたので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る給与支給明細書において、申立人が主張する標準報酬月額 47 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 12 年 7 月 4 日に 11 年 11 月 1 日の月額変更処理を遡って処理したことにより申立期間の保険料は過徴収されていることになるが、同社から提出された 12 年 8 月 4 日支払日の出金伝票において、過徴収された当該保険料は申立人に返金されていることが確認できる。

また、上記給与支給明細書の平成 11 年 7 月から同年 10 月までの支給額を検証したところ、同年 8 月から固定的賃金が減額となっており、同年 11 月の標準報酬月額 47 万円から 36 万円への随時改定（月額変更処理）は、正当な処理であることが確認できる。

さらに、B厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から5年4月1日まで
② 平成5年7月11日から6年9月1日まで

私は、平成4年8月1日から6年8月31日まで、A（業種）であるB社C事業所にD（業務）担当の正社員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が5年4月1日から同年7月11日までとなっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社C事業所において平成4年8月1日から6年8月31日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したが調査協力を得られず、人事記録、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立人の申立期間①及び②当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②当時に当該事業所に勤務していた元同僚15人に照会し、7人から回答を得たが、いずれも申立人のことは知らないと供述しており、申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①及び②当時、B社C事業所に勤務していた同僚の証言及びその同僚の厚生年金保険被保険者資格記録から、関連事業所であるE社において、申立人の厚生年金保険の加入の可能性がうかがえることから、オンライン記録において、当該事業所の被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 8 日から 39 年 5 月 21 日まで
私は、昭和 41 年 3 月 9 日に脱退手当金を支給された記録になっているが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。脱退手当金が支給されたという年金事務所からの通知に納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険被保険者期間の全てを対象として請求するものとされているところ、昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 6 月 5 日までのB社に係る期間が脱退手当金の支給対象期間となっていないが、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別番号で管理されていた上、申立人は当該事業所に対する記憶が不鮮明であり、当該事業所を支給対象事業所から失念した可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 20 日から 42 年 4 月 26 日まで
私は、昭和 42 年 9 月 1 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。年金事務所からの通知に納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から20年7月1日まで

私は、昭和19年9月末日にA市にあるB（機関）を退職した後、父の知り合いであった当時のC社D（部門）E（役職）の紹介で同年11月からF市に所在する同社G支社H（部門）に勤務し、すぐに正社員となっているのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚3名は所在が確認できないため、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により所在の確認できた10名に照会したところ、5名から回答を得たが、そのうちの4名は申立人を覚えておらず、残りの1名は、「申立人を知っているが、当該事業所に勤めていたことは知らなかった。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、年金事務所の記録によると、C社G支社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人は、申立期間直後にC社G支社において新たに厚生年金保険被保険者記号番号を取得して厚生年金保険に加入しているところ、申立人の資格取得日は、昭和20年7月1日となっていることが確認でき、同記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日と一致する上、同台帳において資格喪失日は同年9月10日と記録されており、オンライン記録と一致

する。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 29 日から 35 年 1 月 1 日まで
私は、厚生年金保険被保険者記録において、昭和 35 年 2 月 22 日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 35 年 2 月 22 日に支給決定されている上、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間後に別の事業所で別の厚生年金保険被保険者記号番号の払い出しを受けているところ、脱退手当金を受給したため、別の記号番号を取得したとも考えられる上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで

私は、平成 22 年 2 月に、日本年金機構からねんきん定期便を受け取ったが、A社に勤務した昭和 29 年 12 月から 30 年 11 月までの間の標準報酬月額が 1 万 4,000 円となっていた。私が、B 社会保険事務所（当時）で 57 年 9 月に受け取った厚年老齢年金見込額試算記録票及び 61 年 4 月に受け取った老齢年金見込額照会回答票では、申立期間における標準報酬月額は 2 回とも 1 万 8,000 円として計算されているので、申立期間の標準報酬月額は、1 万 8,000 円が正しいはずである。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社会保険事務所が作成した申立人に係る厚年老齢年金見込額試算記録票（昭和 57 年 9 月 27 日の押印）及び老齢年金見込額照会回答票（61 年 4 月 24 日の押印）において、申立期間における標準報酬月額がいずれも 1 万 8,000 円と記載されていることが確認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳及び源泉徴収票等の所在は不明であることから申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の申立期間における標準報酬月額は 1 万 4,000 円となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人から提出された上記試算記録票及び照会回答票には、昭和 29 年 12 月 1 日の箇所に標準報酬月額を 1 万 8,000 円と手入力している

記録があるところ、C年金事務所では、「どの資料を確認して手入力したか不明である。」と回答している。

このほか、申立期間において、標準報酬月額1万8,000円に相当する保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3747 (事案 2479 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 44 年 6 月まで

私は、昭和 43 年 3 月から 44 年 6 月まで A 社又は B 社の下請けとして同社の工場敷地内にあった「C 事業所」に勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録では、C 事業所が所在したとされる D 区及び E 区並びに F 郡 G 町において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができないこと、ii) 申立人が氏名を挙げた申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることはできないこと、iii) 申立人が氏名を挙げた元同僚は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立期間は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できること、iv) 国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、国民健康保険証を使っていたと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推認されることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、元同僚の氏名を挙げているが、当該元同僚の所在を確認することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

私は、A社を退職した際にそれまで勤務した事業所に係る脱退手当金を受給した記憶はあるが、その受給後に勤務したB社の厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社、D事業所及びA社については脱退手当金を受給した記憶はあるが、B社に係る脱退手当金は受給していないと述べているが、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 47 年 12 月 25 日）から約 4 か月後の 48 年 4 月 24 日に脱退手当金が支給決定されている。

また、オンライン記録によると、申立期間及び申立人が受給を認めている 3 回の被保険者期間を併せた期間に基づいて脱退手当金が支給されており、当該支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、申立期間について、受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 5 日から 58 年 8 月 31 日まで
私は、昭和 57 年 1 月 5 日から 58 年 8 月 30 日まで、A社にB（職種）として勤務して、給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 1 月 5 日から 58 年 8 月 30 日まで、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、事業主の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、事業主は、「当社は厚生年金保険の適用事業所になっていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間当時、当該事業所に勤務していたのは事業主、その妻及び自分の3人であった。」と供述しており、当該事業所は、従業員が5人未満の事業所であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たしていなかったことが推認できる。

さらに、オンライン記録において、事業主、その妻及び申立人は、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 25 日から 44 年 10 月 16 日まで
私が A 社（現在は、B 社）に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、当該事業所を退職するときには、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続は行っておらず、脱退手当金は受け取っていないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。